対等な社会のパートナーとして
一人ひとりが輝く社会を

―男女共同参画社会の実現をめざして―
条例制定に向けて市民の皆さんの意見を募集します

市では、これまで女性問題協議会（現男女共同参画協議会）からの提言をもとに、女性計画の策定や女性センターの開設などを進めてきました。

本年、男女共同参画協議会から条例制定に関する提言書が提出されたことを受けて、条例の骨子となる「条例大綱」をまとめましたので、お知らせします。

これからの豊かな地域社会の形成に役立つ条例とするため、市民の皆さんからの意見を募集します。

※問い合わせ　男女共同参画室（☎998－9150・FAX994－0706）

男女共同参画の歩み

昭和50年に「平等・発展・平和」をスローガンとした国際婦人年が設けられたことを契機に、その後国内では男女雇用機会均等法や育児休業法をはじめ、さまざまな法律が整えられてきました。

しかし、少子高齢化の進展や経済活動の成熟等、社会は予想を超える変化を遂げています。こうした変化に対応するためには社会の対等な構成員として、男女が責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が必要となっています。

このことから、平成11年に男女共同参画社会基本法が成立しました。同法では、市町村独自の役割として「地方公共団体は区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」としています。

条例大綱

条例の名称　所沢市男女共同参画推進条例

前文　市民一人ひとりがお互いを大切にし、性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、誰もがその人らしく、のびやかに生きられる社会の実現は私たちの願いです。しかしながら、意思決定過程への女性の参画や家庭と仕事の両立、あるいは女性に対する暴力や権利侵害等、いまだ多くの解決しなければならない課題があります。

このため、私たち一人ひとりがこうした課題に目を向け、男女共同参画についてともに考え、男女共同参画を一層推進していく必要があります。

ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指し、将来にわたって一人ひとりの人権が尊重され、「豊かな文化と活力ある地域社会・ところざわ」を創造するため、この条例を制定します。

目的　この条例は、本市における男女共同参画社会の形成に関し、基本理念、市、市民、事業者の責務を明記するとともに、関連する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

定義　この条例で使う用語の定義は、下記の用語の解説を参照してください。

基本理念　表1の基本理念に基づいて取り組みます。

市の責務　①市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、総合的に実施します。

②市は、男女共同参画の推進にあたり、国や他の自治体などと連携して取り組むとともに、施策を実施するために必要な体制を整備し、その他必要な措置を講じます。

③市は、市民、事業者に対して積極的に情報提供を行い、市民、事業者の声を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めます。

市民の責務　①市民は、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場、その他あらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努める役割を担います。

②市民は、市が行う男女共同参画に関する施策に対して積極的に発言し、協力する役割を担います。

事業者の責務　①事業者は、事業活動を通じて男女共同参画社会の形成に努めるとともに、職場における活動と家庭生活や、その他の活動とが両立できる職場環境を整備する役割を担います。

②事業者は、市が行う男女共同参画に関する施策に協力する役割を担います。

性別による権利侵害の禁止　①何人も性別を理由とする権利侵害および差別的取り扱いを行ってはならない。

②何人も家庭、地域、学校、職場、その他あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス[※3]（以下、DV）および虐待を行ってはならない。

③市は、セクハラ、DVおよび虐待が人権を侵害する行為であるとの認識に立ち、その予防および防止ならびに被害者救済のための適切な措置を講ずるよう努めます。

男女共同参画の推進に向けた取り組みへの支援　市は、市民、民間の団体および事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取り組みに対し、情報の提供、その他の必要な支援を行うよう努めます。

基本計画　①市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定します。

②市長は、基本的な計画を策定するにあたっては、あらかじめ所沢市男女共同参画審議会の意見をきくとともに、さまざまな方法により市民、事業者の声を反映させるように努めます。

③市長は、基本的な計画を策定したときは、さまざまな方法により、これを公表します。

基本的施策　市は、図1の基本的施策を行います。

苦情の申し出と処理　①市民は、市が実施する男女共同参画に関する施策についての苦情を有し、または男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められるときは、市長にその旨を申し出ることができます。

②市長は、申し出を受けたときは必要な調査を行う等、関係機関などと協力し、適切かつ迅速な対応をとらなければならない。

③市長は、申し出を受けたときは、所沢市男女共同参画審議会の意見をきかなければならない。同審議会からの意見および調査により必要があると認めるときは、関係者に対し指導および助言を行うことができる。

相談窓口の設置　①市長は、性別による差別的取り扱いに関する市民からの相談を受けるため、相談窓口を設置します。

②市長は、性別による差別的取り扱いなどに関する相談を受けたときは、関係機関と連携して必要な助言を行う等、適切な対応をするよう努めます。

男女共同参画の拠点施設　市は、市民および事業者の男女共同参画に関する活動の推進拠点となる施設を設置します。

男女共同参画審議会　①男女共同参画の推進に関する基本的な施策および重要事項を調査審議するため、所沢市男女共同参画審議会を置きます。

②審議会に専門部会を置くことができます。

◎市では、既に条例により女性センターおよび男女共同参画協議会を設置していますが、実際の運営は別途検討していきます。

＊　＊

「条例大綱」に対する市民の皆さんのご意見、およびお寄せいただいたご意見に対する市の考え方については、今後、市のホームページで公開していく予定です。

■表1　基本理念

1）男女の人権の尊重
2）性別による固定的役割分業の見直し
3）男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の意思決定への参画
4）家庭生活と他の社会活動との両立
5）互いの性への理解にもとづく生涯にわたる健康の維持と女性への暴力の根絶
6）国際的協調

■図1　基本的施策

- 政策決定過程における男女共同参画の推進（積極的改善措置を含む）
- 男女共同参画社会の形成を阻害する要因調査と情報提供、広報活動など学習機会の提供
- セクハラおよびDVの根絶に向けた必要な措置
- 子育て・介護等の家庭生活における活動と、その他の社会活動の両立支援
- 雇用の分野における男女共同参画の普及、事業者への協力依頼
- 男女共同参画社会の形成を促進する体制の整備

用語の解説

※1「男女共同参画社会」
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会。

※2「セクシュアル・ハラスメント」
性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活環境を害すること。

※3「ドメスティック・バイオレンス」
夫やパートナーから受ける精神的、経済的、身体的または言語的な暴力および虐待のこと。

※4「積極的改善措置」
男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

対談1　―これからの再就職―　応援します！

諸橋亜紀子さん（榎町在住）

関口　健次さん（所沢公共職業安定所長）

関口　ハローワーク所沢を利用されたことはありますか。

諸橋　私は出産で退職し、育児に専念していましたが、チャンスがあればまた働いて、仕事をやり遂げた達成感を味わいたいと思っていましたので、その情報収集に利用していました。

関口　ハローワークでは、求職活動に必要な情報提供や個別ブースによるカウンセリング相談を行っています。また、即戦力を求める傾向に対応した求職活動支援セミナーなども実施しています。

諸橋　私は、「女性センター・ふらっと」主催の再就職セミナーに参加し、身近なところから初めの1歩を踏み出す大切さを学びました。

関口　それはよかったですね。求人状況は職種によっては、2.4倍もの募集があり、人手不足の職種もあります。

諸橋　自分のこれまでの経験や得意な分野にこだわらず、幅広くさまざまな分野にチャレンジしていくことが大切ですね。そのときに、いろいろな支援があると心強いと思います。

対談2　―子育て・介護は―　家族で、地域で、分担して

君田　典子さん（緑町在住）

粕谷　弘さん（山口在住）

粕谷　私は、三つ子の子育てに妻とともに奮闘中です。育児休暇中の妻に負担をかけ過ぎないように、家事や育児を分担しています。しかし、仕事から定時に帰宅できないので、近所に住む義父母にも手伝ってもらっています。

君田　恵まれていますね。今後は子どもの成長とともに、地域とのネットワークができるといいですね。

粕谷　そうですね。ファミリーサポート制度を週1回利用していますが、市には、より子育てしやすい環境を整えてほしいと思います。

君田　私は、さまざまな方と「男女共同参画条例をつくろう会」という組織をつくって、所沢市を男女平等の社会にするための勉強をしてきました。

粕谷　男女平等には、お互いに気づかい、認め合うことが必要だと思います。

君田　男性が子育てに参加するときに、職場で「どうぞ」と言えるような雰囲気を大切にしたいですね。子育ても介護も、男女が分担し合うことが、うまく続けるカギになるのではないでしょうか。

市長インタビュー

男女共同参画の視点をもったまちづくりを

●男女共同参画社会を実現していくためには、どのようなことが必要とお考えですか。

斎藤市長　本市では、他市に先駆けて女性センターをオープンさせる等、女性の活躍を支援することに力を入れてきました。しかし、従来からの固定的な性別による役割分担意識も残っており、子育てや介護などの負担が女性の側に多くかかっていたり、さまざまな場面でアンバランスが生じていたりします。こうした状態を改善していくため、市として積極的に情報提供を進め、具体的な条件整備を進めていくことが大切であると思います。審議会委員やリーダー的立場に女性を積極的に登用し、政策決定過程に男女それぞれの視点を取り入れていきたいと考えています。

また、女性センターの運営に市民の力を活用する等、今まで以上に「市民参加のまちづくり」を進めていきたいと考えています。

●男女共同参画条例を制定しようと準備されていますが。

市長　これまで、市民代表・知識経験者で構成する男女共同参画協議会から、条例のあり方や必要性をまとめた提言書をいただきました。この提言を踏まえ、さらに多くの方々の声を反映させた条例とするため、現段階で市としてまとめたものを大綱として公表し、市民の皆さんからの意見を募集することとしました。

男女共同参画社会の確立は、市民・事業者の皆さんの協力なしには進みません。さまざまな立場からのご意見をお寄せいただき、所沢市の実情にあった条例にしていきたいと考えていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「男女共同参画推進条例」制定に向けて意見を募集します

同条例制定に向けて、「条例大綱」に対する市民の皆さんのご意見をお寄せください。

応募用紙配布場所　市役所3階・男女共同参画室、女性センター・ふらっと、各公民館・出張所

◎応募用紙・条例大綱・提言書は、市のホームページからも入手できます。ホームページアドレスは、本号の表紙をご覧ください。

応募先　応募用紙に①住所②氏名③条例大綱の項目ごと、または全体に関する意見を記入のうえ、12月26日㈮までに市役所3階・男女共同参画室（〒359-8501・並木1-1-1／FAX994-0706）へ応募（郵送・FAX可）